

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	入間郡三芳町大字藤久保 字西九五五番二地先から 同郡同町大字藤久保字西 九五五番一一地先まで	八・二二〇 一〇・一九	三六・四〇	道路法第二十四条に基づく
新		一〇・二二〇 一一・一四		承認工事による。